

最低制限価格（低入札調査基準価格）について

(1) 土木工事における最低制限価格（低入札調査基準価格）は、次の算定方法により得た額により設定します。

公表の時期及び算出方法

公表時期	最低制限価格		
事後公表	土木工事	予定価格 算定上の	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 直接工事費×95% 共通仮設費×90% 現場管理費×87% 一般管理費×65% </div> の合計額(千円未満切捨て) ×1.10(消費税及び地方消費税)

※ 上記により算出した額が予定価格の100分の92を超える場合は100分の92に相当する額、また100分の75に満たない場合は100分の75に相当する額とする。

注1：土木関係の機械設備工事、電気設備等は土木工事で算出する。

(2) 建築工事における最低制限価格（低入札調査基準価格）は、次の算定方法により得た額により設定します。

公表の時期及び算出方法

公表時期	最低制限価格		
事後公表	建築工事	予定価格 算定上の	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 直接工事費×90%×95% 共通仮設費×90% (直接工事費×10%+現場管理費)×87% 一般管理費×65% </div> の合計額(千円未満切捨て) ×1.10(消費税及び地方消費税)

※ 上記により算出した額が予定価格の100分の92を超える場合は100分の92に相当する額、また100分の75に満たない場合は100分の75に相当する額とする。

※ 建築工事において直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費以外に別途計上している場合（仮囲い、交通誘導員、室内環境測定、ガス工事、廃材処分費等）は、直接工事費に加えて算出する。